

伊勢市農業委員会 第212回 総会議事録

日 時	令和5年8月17日（木）13時54分～15時0分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>16名</p> <p>1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲 5番 川端 善宏 6番 神廣 敏夫</p> <p>7番 中澤 利吉 8番 中西 重喜 10番 中西 正平</p> <p>11番 北村 安弘 14番 泉 一嘉 15番 出口 勝信</p> <p>16番 奥野 隆史 17番 岩尾 昭 18番 大西 正義</p> <p>19番 森北 雅博</p>
欠席委員	<p>3名</p> <p>9番 東浦 弘行 12番 山口 和男 13番 森川 正弘</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>西村 明裕（局長）</p> <p>中野 雅之（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>日置 幸美（再任用職員）</p>
会議録署名者	8番 中西 重喜 18番 大西 正義
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 非農地証明願について</p> <p>議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p> <p>議案第7号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について</p>

<p>議長 (泉 職務代理者)</p>	<p>3. 農地法第5条の規定による許可の取消について 4. 農地利用変更届出書について 5. その他</p>
	<p>定刻より少し早いですが、出席者が揃いましたので、伊勢市農業委員会第212回総会を開会いたします。</p> <p>本日は会長が所用のため、欠席との連絡がありました。よって、職務代理者である泉が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の出席者は<u>16</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、 8番の 中西 重喜さん 18番の 大西 正義さん のご両名をお願いいたします。 それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 非農地証明願について 議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 議案第7号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 以上7件でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 係長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。</p>

写真資料と地図を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は6件、田が4筆3,892㎡、畑が4筆1,106㎡の計8筆4,998㎡でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは1-1ページをご覧ください。

1番、こちらは贈与でございます。受人は通町の田1筆（現況畑）を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は通町地内 正眼寺より東へ280mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

2番、こちらは売買でございます。受人は一色町の田2筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は一色町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は4名でございます。

3番、こちらにも売買でございます。受人は栗野町の田1筆（現況畑）を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は栗野町地内 正伝寺より北東へ70mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

次ページ（1-2）をご覧ください。

4番と5番、こちらにも売買でございます。受人が同一ですので、併せて説明します。受人は鹿海町の田2筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は通町地内 通排水機場より南西へ240～270mに隣接する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

6番、こちらは贈与でございます。受人は御菌町小林の畑2筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は御菌町小林地内に点在す

る農業振興地域内 農用地区域内農地【1736】と農用地区域外農地【450】でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された6番は、営農計画書が提出されており、自宅裏になる1筆は季節野菜の栽培に、残る1筆は整地等を行い果樹（柿・枇杷等）の栽培に向けて準備する旨を聞き取り、事務局において適正であると判断いたしました。なお、1、3、6番については、農地の新規取得で新規耕作者であるため営農計画書が添付されており、事務局において適正であると判断し、許可後は耕作状況の確認を行っていく予定です。

議案第1号の説明は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声多数あり）

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

係 長

2ページをお願いします。
議案第2号 事業計画変更承認申請についてでございます。件数は1件、内

訳といたしまして、田のみ3筆の1,303㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(2-1)をご覧ください。

1番、借人は、中日本高速道路株式会社が発注した伊勢自動車道 名松高架橋 他6橋 耐震補強工事を受注した関係で、佐八町の田3筆を賃貸借により借り上げて工事用の資材置場とすることを、令和4年4月15日付で許可した一時転用でございます。転用期間は、本年8月31日まででしたが、借人によると、工事の難易度が高く、当初より完成予定が半年ほど遅れることに伴い工期の延長がなされたので、延長して令和6年3月31日まで借り受けたいとのことです。本件は、同一工事の延長であり、法第5条第2項第7号の基準を満たしており、現地調査において被害防除も継続して実施されていることを確認しています。なお、工事請負契約の締結が確認審査に時間を要しており9月末になるとのことで、締結後速やかに書類提出する旨の申述書が添えられています。つきましては、お認めいただければ事務局としては、別途申請しなすことなく、本申請をもって延長を認めたいものでございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

出口委員

変更前の期間が今月の31日まででしたが、本来もう少し早く申請すべきではないでしょうか。今回の総会で万一否決されてしまうと無許可の状態になってしまうので、行政として見過ごすようなことになりましたが。

議 長

工事が延長されることはわかっていたことなので、8月末の期限なら8月の総会ではなく7月の総会に諮れるように申請を出すべきということですね。

出口委員

例えば期限が切れそうなものは事務局が通知をしたりするのですか。本来そのようなことをするのが当たり前で、そうすれば業者はわかまえて申請を提出をしてくると思います。

山添委員	<p>先程言われたように、期間の延長ということで、高速道路関係の大きな事業だと思っていましたが、公的な事業なので、初めから長めに工期を取るのが必ずしもよいというわけではないですよ。</p>
出口委員	<p>以前は担当者が意識を持ってやっていた、何か問題があればよく聞いてきました。今の担当者の意識が薄くなっているのでしょうか。この総会で認めること自体はやむを得ないと思いますが、一度何かあれば気を付けるようになるので、行政がおざなりにならずきちんとやっていくべきだと思います。</p>
中西正平委員	<p>他の申請も同様ですが、今月着工しようと思うと全て2、3か月前に申請してくださいということになるのですか。1か月前の今回の総会のための締め切り日に申請されることが普通だと思っていましたが。法的には何も問題がないのではないのでしょうか。</p>
係 長	<p>対応の記録は残っていませんが、今回の業者も6月末ごろに相談に来ておりました。今回の借地の契約書も7月4日に更新しなおしている、8月の総会のための締切りに申請できるように動いていたようです。</p>
議 長	<p>今後は期間の変更などをする際は事前に早めの時期に事務局へ連絡や相談するよう業者へ指導をしてください。</p>
局 長	<p>かしこまりました。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第2号 事業計画変更承認申請については、これを承認することに決定いたしました。</p>

<p>係 長</p>	<p>続きまして議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。</p> <p>3ページをお願いします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、田のみ1筆の918㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。</p> <p>次ページ(3-1)をご覧ください。</p> <p>1番、申請者は、小木町の田1筆を、長屋住宅2棟 建築面積295.38㎡と駐車場18台分としたいとの申請にございます。申請地は小木町地内 箕曲神社より南西へ160mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことでございます。</p> <p>議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。</p> <p>また、資金面からも転用確実で、転用やむを得ないものと判断しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可すること</p>

係 長

に決定いたしました。

続きまして議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。

4ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は7件、内訳といたしまして、田が7筆2,428.83㎡、畑が6筆4,757㎡の計13筆7,185.83㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ（4-1）をご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は久世戸町の畑1筆と隣接する宅地1.57㎡と山林2筆231.57㎡の計233.14㎡と併せて譲り受け一体利用し、住宅平屋建て1棟 建築面積109.77㎡としたいとの申請でございます。申請地は楠部町地内 市立伊勢総合病院より南西へ250mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は22%、排水は合併浄化槽をへて東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

2番、こちらは贈与でございます。受人は磯町の田1筆を譲り受けて、所有権が移転した後に、受人が経営する磯町で海産物の卸売業等を営む有限会社いせ黒潮水産に貸す駐車場8台分としたいとの申請でございます。申請地は磯町地内 豊浜西保育所より西へ90mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

次ページ（4-2）をご覧ください。

3番、こちらは売買でございます。受人は村松町の畑3筆を譲り受けて、所有権が移転した後に、多気郡明和町で土木工事業等を営む池田建設株式会社 代表取締役 早津真由子に賃貸借により貸す資材・残土置場としたいとの申請でございます。申請地は東大淀町地内 国道23号 東大淀町交差点より南西へ590mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として土羽打ちを設置するとのことでございます。

次ページ（4-3）をご覧ください。

4番、こちらでも売買でございます。受人である楠部町で不動産業を営む株式会社栄ハウジング 代表取締役 浅沼 小百合さんが、中村町の田1筆と楠部町の田4筆を譲り受けて、事務所 建築面積 150 m²と駐車場 22 台分、貸駐車場 15 台分及び道路等としたいとの申請にございます。補足といたしまして、こちらの貸駐車場は観光客や県営陸上競技場の大会参加者等の利用見込みがあり、充電スタンド付き 5 台、乗用車用 17 台分を配置し、パーキングメーターによる料金収納を行い管理していくとのことです。申請地は中村町地内 国道 23 号 月読宮北交差点より北東へ 20m に位置する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて西側既設排水路へ放流とし、被害防除として隣接農地は無いが周囲に被害を及ぼすことが無いように努めるとのことでございます。そして本案件は、転用面積が 1,000 m²を超えることから、都市計画法第 29 条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。なお、市の道路・水路の付替えについては、担当部署（維持課、農林水産課）と協議済みであり、申請手続きを許可後に行うとのことです。

次ページ（4 - 4）をご覧ください。

5番、こちらは部分転用の賃貸借でございます。借人である下野町で宅地造成業等を営む有限会社朝日丸 代表取締役 牧原 知弘さんが、小俣町明野の畑 1 筆 3,122 m²の内 1,164 m²を許可日から 5 年間（5 年経過後は 3 年更新）の賃貸借により借り上げて、資材置場としたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 近鉄明野駅より北西へ 50m に位置する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として法面を成型するとのことでございます。

6番、こちらは売買でございます。受人は小俣町新村の畑 1 筆を譲り受けて、住宅平屋建て 1 棟 建築面積 102.27 m²と農業用倉庫 建築面積 92.01 m²としたいとの申請にございます。申請地は小俣町新村地内 西新村公民館より西へ 20m に位置する第 2 種農地でございます。本申請につきましては、譲渡人が昭和 50 年頃に農業用倉庫を建てて使用していたとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。また、申請地の面積が 554 m²となっており、三重県農業会議が定める 500 m²以下を上回っております。そのため、申請時に理由書が添付されており、わずかな農地を残しても農機具の搬入が困難で有効に耕作できないとの内容でございました。建ぺい率は 35%、排水は合併浄

化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除として擁壁を設置するとのこと
とでございます。なお、農業用倉庫に関しては、農業をする両親と共同で使用す
るとのことです。

次ページ（４－５）をご覧ください。

７番、こちらは使用貸借でございます。母親名義の小俣町新村の田１筆を借り
受けて、借人が申請地に住宅２階建て１棟 建築面積 115.29 m²としたいとの申
請にございます。申請地は小俣町新村地内 津島湯橋より北西へ80mに位置す
る第２種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺ
い率は24%、排水は合併浄化槽をへて北東側既設道路側溝へ放流とし、被害防
除としてコンクリートブロックを設置するとのこととでございます。

議案第４号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも
立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所
有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見
書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断して
おります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

（異議なしの声あり）

異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございます
ので、４号議案について許可いたしたいと思いますが、ご異議ござ
いせんか。

（異議なしの声、多数あり）

ご異議なしということでございますので、議案第４号 農地法第
５条の規定による許可申請については、これを承認し、許可すること
に決定いたしました。なお、４番につきましては、開発案件でありま
すので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定
いたしました。

<p>係長</p> <p>議長</p> <p>出口委員</p> <p>局長</p> <p>出口委員</p>	<p>続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>5ページをお願いします。</p> <p>議案第5号 非農地証明願についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、畑のみ2筆の計1,271㎡でございます。詳細について説明させていただきます。</p> <p>次ページ(5-1)をご覧ください。</p> <p>1番、鹿海町の畑1筆で現況は山林でございます。こちらは平成5年以前から山林化し現在に至るとのことで、樹齡を確認できる写真を提出した上で非農地証明の願い出があがっております。</p> <p>2番、小俣町本町の畑1筆で現況は宅地でございます。こちらは昭和42年に住宅を建築し、利用していたとのことで、建物登記簿謄本を提出した上で非農地証明の願い出があがっております。</p> <p>議案第5号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p> <p>前回も同じような申請があり、建物の保存登記がされていますが、法務局はこの時地目は農地のまま建物の保存登記をつけたんですね。法務局から何か連絡があったりするのですか。</p> <p>法務局からは特に何もありません。</p> <p>申請者側が法務局へ保存登記を申請するので、法務局も承知しているのですね。</p>
---	---

<p>議 長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第5号 非農地証明願については、これを承認し、証明書を下付することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。</p>
<p>日置 (農林水産課)</p>	<p>それでは、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数108件で、田が244筆の259,969㎡、畑が11筆の9,907㎡、計255筆の269,876㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。</p> <p>内訳といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇2年4ヶ月の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ1筆の991㎡。 ◇3年間の利用権(使用貸借権)の設定が1件で、田のみ1筆の1,254㎡。 ◇3年間の利用権(使用貸借権)の移転が1件で、田のみ1筆の1,254㎡。 ◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が10件で、 田が19筆の17,136㎡、畑が5筆の2,767㎡、計24筆の19,903㎡。 ◇5年間の利用権(使用貸借権)の設定が4件で、 田が2筆の1,400㎡、畑が2筆の1,220㎡、計4筆の2,620㎡。 ◇10年間の利用権(賃貸借権)の設定が46件で、 田が111筆の119,559㎡、畑が2筆の2,960㎡、計113筆の122,519㎡。 ◇10年間の利用権(賃貸借権)の移転が45件で、 田が109筆の118,375㎡、畑が2筆の2,960㎡、計111筆の121,335㎡。 <p>以上件数108件で、田が244筆の259,969㎡、畑が11筆の9,907㎡、計255筆の269,876㎡でございます。転貸抜きの件数は62件で、田134筆の140,340㎡、畑が9筆の6,947㎡、計143筆の147,287㎡でございます。計画の概要、詳</p>

細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内、43番から46番は、中西 重喜委員に関係する分でございます。ひとまず中西委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

(中西重喜委員退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第6号中の中西委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、中西委員にお戻りをいただきたく思います。

(中西重喜委員着席後、審議再開)

続きまして87、88番、97、98番は、奥野 隆史委員に関係する分でございます。そして97、98番は、職員の日置さんに関係する分でございます。ひとまずご両名にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

(両名 退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第6号中の奥野委員、及び日置さんに関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、ご両名にお戻りをいただきたいと思います。

(両名着席後、審議再開)

それでは、議案第6号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、6号議案について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

続きまして、追加議案第7号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

日置

それでは、議案第7号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は208件で、田が794筆の492,293.38㎡、畑が416筆の155,635.78㎡、計1,210筆の647,929.16㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

	<p>◇16年間の利用権（賃貸借権）の設定が92件で、田が340筆の209,653.69㎡、畑が172筆の66,155.89㎡、計512筆の275,809.58㎡。</p> <p>◇16年間の利用権（賃貸借権）の移転が92件で、田が340筆の209,653.69㎡、畑が172筆の66,155.89㎡、計512筆の275,809.58㎡。</p> <p>◇16年間の利用権（使用貸借権）の設定が12件で、田が57筆の36,493㎡、畑が36筆の11,662㎡、計93筆の48,155㎡。</p> <p>◇16年間の利用権（使用貸借権）の移転が12件で、田が57筆の36,493㎡、畑が36筆の11,662㎡、計93筆の48,155㎡。</p> <p>以上件数は208件で、田が794筆の492,293.38㎡、畑が416筆の155,635.78㎡、計1,210筆の647,929.16㎡でございます。転貸抜きの件数は104件で、田が397筆の246,146.69㎡、畑が208筆の77,817.89㎡、計605筆の323,964.58㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>農林水産課提案の議案について説明が終わりました。</p> <p>まず私から質問させていただきますが、こちらの圃場整備が完了するのはいつになりますか。</p>
日置	<p>現在の予定では来年度に圃場整備事業を開始し、圃場整備工事の完了予定は令和12年度になっております。その後換地処分を令和14年度に行う計画になっております。</p>
議 長	<p>わかりました。ほかに本件についてご質問、ご異議はございませんか。</p>
中川委員	<p>このような大規模な圃場整備事業は伊勢市では過去に事例がありますか。</p>
日置	<p>農地中間管理事業を利用したこのような大規模な圃場整備は伊勢市では初の事例となります。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、7号議案について承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第7号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について
……7件(説明内容記録省略)
2. 農用地利用集積計画の中途解約について
……8件(説明内容記録省略)
3. 農地法第5条の規定による許可の取消について
……1件(説明内容記録省略)
4. 農地利用変更届出書について
……5件(説明内容記録省略)

報告事項は、以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長

以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いします。

<p>係 長</p>	<p>それでは事務局から1点、連絡させていただきます。</p> <p>今月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月29日（火） 泉 一嘉 委員、 中西 重喜 委員 ・ 8月30日（水） 神廣 敏夫 委員、 岩尾 昭 委員にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願いいたします。 <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第212回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____